

○経済産業省告示第二十九号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十二条第一項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣 赤澤 亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資
事業者排出枠の割当ての実施に関する指針

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定等

第1節 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定（第4条－第8条）

第2節 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する事項（第9条－第11
条）

第3章 排出実績量の算定（第12条）

附則

第1章 総則

(定義)

第1条 この告示における用語の定義は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和5年政令第379号。第12条及び別表第1において「令」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第3号。以下「施行規則」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（令和8年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「主務省令」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一 「小規模工場等」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）であって、特定工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エ

ネ法」という。) 第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等、省エネ法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等、省エネ法第22条第2項に規定する第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、省エネ法第25条第2項に規定する第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、省エネ法第34条第2項に規定する第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、省エネ法第37条第2項に規定する第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、省エネ法第43条第2項に規定する第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は省エネ法第46条第2項に規定する第二種管理関係エネルギー管理指定工場等をいう。別表第2において同じ。) 以外の工場等をいう。

二 「輸送手段」とは、貨物又は旅客を輸送（工場等の敷地外において行われる輸送（施行規則別表第1の2の項の二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者による当該輸送の区分における輸送、同表の3の項の本土と離島、沖縄島と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するための航路及

び航空路における船舶又は航空機（最大離陸重量が70トン未満のものに限る。）による貨物又は旅客の輸送、同表の4の項の旅客輸送密度が4千人未満の鉄道の路線における旅客の輸送並びに同表の5の項の船舶による貨物若しくは旅客の運送（本邦内の各地間において発着するものを除く。）又は航空機の運航（本邦内の各地間におけるものを除く。）を除く。）に限る。）するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。

三 「割当年度」とは、法第34条第1項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられる年度をいう。ただし、本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度の翌年度以降に割り当てられる場合にあつては、当該本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度をいう。

四 「活動量」とは、別表第1の第1欄に掲げる特定事業活動に応じ、同表の第4欄に掲げる事業活動の規模を示す指標の数値をいう。

五 「基準活動量」とは、別表第1の備考の④から⑥までの規定に基づき算出される特定事業活動の規模を示す活動量をいう。

六 「燃料使用量」とは、その使用に伴いエネルギー起源二酸化炭素（第10号に規定するエネルギー起源二酸化炭素をいう。）を排出する燃料の使用量（単位は、ギガジュールとする。）をいう。

七 「基準燃料使用量」とは、別表第1の備考の⑦から⑨までの規定に基づき算出される事業活動の規模を示す燃料使用量をいう。

八 「エネルギー消費原単位」とは、工場等（小規模工場等を除く。）及び輸送手段については、省エネ法第16条第1項、第28条第1項、第40条第1項、第84条第3項、第85条第3項、第86条第3項、第107条第1項、第131条第1項、第136条第1項又は第145条第1項の規定による報告（以下この条及び別表第2において「省エネ法定期報告」という。）における当該工場等及び当該輸送手段に係るエネルギー消費原単位をいい、小規模工場等については、省エネ法定期報告における主として管理事務を行う本社

等のエネルギー消費原単位をいう。

九 「基準エネルギー消費原単位」とは、別表第1の備考の⑩から⑫までの規定に基づき算出されるエネルギー消費原単位をいう。

十 「エネルギー起源排出量」とは、エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素（施行規則第6条第1項の表の1の項の第2欄に掲げる燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素をいい、第12号に規定する原材料起源二酸化炭素及び第14号に規定する副生燃料起源二酸化炭素を除く。以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）の排出量をいう。

十一 「基準エネルギー起源排出量」とは、別表第2の備考の①から⑥までの規定に基づき算出される特定事業活動以外の事業活動の規模を示すエネルギー起源排出量をいう。

十二 「原材料起源排出量」とは、原材料に係る活動に伴い発生する二酸化炭素（施行規則第6条第1項の表の1の項の第2欄に掲げる燃料の使用（還元剤として用いられる燃料の使用に限る。）並びに同表

の2の項から17の項までの第2欄、同条第2項の表の第2欄、同条第3項の表の第2欄及び同条第4項の表の第2欄に掲げる活動に伴い発生する二酸化炭素をいう。以下「原材料起源二酸化炭素」という。)の排出量をいう。

十三 「基準原材料起源排出量」とは、別表第2の備考の⑦から⑨までの規定に基づき算出される特定事業活動以外の事業活動の規模を示す原材料起源排出量をいう。

十四 「副生燃料起源排出量」とは、副生燃料（石油コークス（国内で生産されたものに限る。））、コークス炉ガス、高炉ガス、発電用高炉ガス、転炉ガスその他製造工程における副産物として発生した燃料をいう。以下同じ。)の使用に伴い発生する二酸化炭素（以下「副生燃料起源二酸化炭素」という。）の排出量をいう。

十五 「基準副生燃料起源排出量」とは、別表第3の備考の①から④までの規定に基づき算出される事業活動の規模を示す副生燃料起源排出量をいう。

十六 「割当量」とは、法第34条第1項の規定により割り当てられる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量をいう。

十七 「保有義務量」とは、法第36条第1項又は第2項の規定により通知される脱炭素成長型投資事業者排出枠の量をいう。

(脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに関する基本的事項)

第2条 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ては、届出（法第33条第1項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る排出目標量を基礎として、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。

一 事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項

二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項

2 排出目標量は、工場等又は輸送手段ごとに個別排出目標量（工場等又は輸送手段ごとに定める二酸化炭素の排出量の目標をいう。以下この条及び第5条において同じ。）を設定し、当該工場等又は当該輸送手

段ごとに設定した個別排出目標量を合算して得られる量とする。ただし、次の各号に掲げる工場等又は輸送手段については、それぞれ次の各号に掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法により個別排出目標量を設定する。

一 小規模工場等 一以上の小規模工場等を所有する場合には、所有する全ての小規模工場等を一の工場等とみなして、個別排出目標量を設定すること。この場合において、特定事業活動が行われる小規模工場等を所有する場合であっても、所有する全ての小規模工場等を一の特定事業活動以外の事業活動が行われる工場等とみなし、個別排出目標量を設定すること。

二 小規模工場等以外の工場等又は輸送手段であって、当該工場等又は当該輸送手段において行われる二以上の事業活動が特定事業活動のみであるもの 事業活動ごとにそれぞれ一の特定事業活動が行われる工場等又は輸送手段とみなし、それぞれ個別排出目標量を設定すること。

三 小規模工場等以外の工場等又は輸送手段であって、当該工場等又は当該輸送手段において行われる事

業活動が二以上であって、前号に掲げる工場等又は輸送手段以外のもの 事業活動ごとにそれぞれ一の特定事業活動が行われる工場等又は輸送手段と一の特定事業活動以外の事業活動を行う工場等又は輸送手段とみなして、それぞれ個別排出目標量を設定すること。

3 工場等又は輸送手段ごとに個別排出目標量を設定するに当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するものとする。

一 平成25年度以降における二酸化炭素の排出量の削減に関する事項

二 工場等の新設（所有する既存の工場等の同一敷地内に新設する場合（当該新設する工場等で行われる事業活動が特定事業活動であって、同一敷地内の既存の工場等で行われていないものである場合を除く。）又は小規模工場等を新設する場合を除く。以下同じ。）、工場等の廃止（小規模工場等を廃止する場合を除く。以下同じ。）その他工場等における二酸化炭素の排出量若しくは活動量の著しい増加又は減少に関する事項

三 輸送手段の新たな導入（既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。以下同じ。）、輸送手段の廃止（輸送手段の全てを廃止する場合又は輸送手段の一部を廃止する場合であって当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。以下同じ。）その他輸送手段に係る二酸化炭素の排出量若しくは活動量の著しい増加又は減少に関する事項
(二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法)

第3条 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法は、次の各号に掲げる二酸化炭素の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 特定事業活動に伴う二酸化炭素 当該特定事業活動の基準活動量に当該特定事業活動の目指すべき水準（経済産業大臣が特定事業活動ごとに定める目指すべき原単位（生産量、輸送量その他の事業活動の

規模を示す指標の単位当たりの当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量をいう。)をいう。附則第4条及び別表第1において同じ。)を乗じて得られる二酸化炭素の量と当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量とを比較する方法

二 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素 当該事業活動の基準エネルギー起源排出量、基準原材料起源排出量及び基準副生燃料起源排出量にそれぞれ一定の削減率を乗じて得た量の合計量と当該事業活動に伴う二酸化炭素の排出量とを比較する方法

第2章 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定等

第1節 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定

(脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定方法)

第4条 割当年度における割当量は、次の各号に掲げる量を合算した量とする。

一 第5条の規定に基づき設定される割当年度における排出目標量（同条第1項第2号又は第3号の規定

に基づき算定される当該年度より前の年度の割当量を適正化するための量を含む。)に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量

二 第6条又は第7条の規定に基づき算定される割当年度において追加する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量

三 第8条の規定に基づき算定される割当年度において調整する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量
(排出目標量の設定方法)

第5条 割当年度における排出目標量は、工場等又は輸送手段ごとの個別排出目標量(第1号に掲げる量に第2号に掲げる量を加算して得た量から、第3号に掲げる量を減じて得られる量をいう。)を合算した量とする。

一 次のイからハマまでに掲げる量を合算した量

イ 別表第1の第1欄に掲げる特定事業活動の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる方法により算定する

特定事業活動に伴う二酸化炭素の量

ロ 別表第2の上欄に掲げる二酸化炭素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定する特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の量

ハ 別表第3の上欄に掲げる二酸化炭素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定する事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量

二 次のイからホまでに掲げる量を合算した量

イ 事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において工場等を新設した場合、輸送手段を新たに導入した場合、事業譲渡等（事業の譲渡、財産の譲渡（事業の譲渡以外の財産の譲渡をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）及び会社の分割をいう。以下同じ。）、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。）から工場等若しくは輸送手段を譲渡された若しくは承継された場合又

は財産の譲渡により脱炭素成長型投資事業者から工場等若しくは輸送手段を譲渡された若しくは承継された場合における次の(1)から(3)までに掲げる量を合算した量

(1) 割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量について前号イ及び別表第1の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第1中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度の活動量」と読み替える。

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる量を合算した量

(i) 割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量

(ii) 割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量

(3) 割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源排出量

ロ 特定事業活動に関し、割当年度の前2か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均活動量（割当年度の前2か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量であって、活動量が燃料使

用量である場合を除く。以下この条及び別表第1において同じ。)が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である場合(活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、割当年度の直近平均燃料使用量(割当年度の前2か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量をいう。以下同じ。)が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合であつて、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位(割当年度の前2か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した量をいう。以下同じ。)が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合とする。)における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

- (1) 基準活動量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の増加分について前号イ及び別表第1の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第1中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の基準活動量から割当年度の前々年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

(2) 基準活動量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の増加分について前号イ及び別表第1の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第1中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の基準活動量から割当年度の前年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

ハ 特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前2か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合であり、かつ、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1) 基準エネルギー起源排出量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第2中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、

「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の前々年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

(2) 基準エネルギー起源排出量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第2中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ニ 特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前2か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量（割当年度の前2か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を

平均した量をいう。以下この条及び別表第1において同じ。)が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である場合における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1) 基準原材料起源排出量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第2中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準原材料起源排出量から割当年度の前々年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

(2) 基準原材料起源排出量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第2中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準原材料起

源排出量」とあるのは「割当年度の基準原材料起源排出量から割当年度の前年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ホ 事業活動に関し、割当年度の前2か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量（割当年度の前2か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量をいう。以下この条及び別表第3において同じ。）が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に

1.075を乗じた量以上である場合における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1) 基準副生燃料起源排出量の増加による割当年度の前々年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ハ及び別表第3の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第3中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の前々年度の基準副生燃料起源

排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

- (2) 基準副生燃料起源排出量の増加による割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ハ及び別表第3の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第3中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

三 次のイからへまでに掲げる量を合算した量

- イ 事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において工場等を廃止した場合、輸送手段を廃止した場合又は財産の譲渡により他の事業者により工場等若しくは輸送手段

を譲渡した若しくは承継した場合における次の(1)に掲げる量

- (1) 割当年度の前年度における割当量に、当該廃止又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の3月31日までの日数を当該前年度の年間総日数で除して得た値を乗じた量

ロ 特定事業活動に関し、割当年度の前2か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である場合（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい場合とする。）における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

- (1) 基準活動量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の減少分について第1号イ及び別表第1の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第1中

「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準活動量から割当年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

(2) 基準活動量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の減少分について第1号イ及び別表第1の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第1中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度の基準活動量から割当年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

ハ 特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前2か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい場合における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1) 基準エネルギー起源排出量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活

動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の減少分について第1号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第2中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

- (2) 基準エネルギー起源排出量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の減少分について第1号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第2中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ニ 特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前2か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である場合における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1) 基準原材料起源排出量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の減少分について第1号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第2中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準原材料起源排出量から割当年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

(2) 基準原材料起源排出量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の減少分について第1号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した

量。この場合において、別表第2中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準原材料起源排出量から割当年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ホ 事業活動に関し、割当年度の前2か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量以下である場合における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

- (1) 基準副生燃料起源排出量の減少による割当年度の前々年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の減少分について第1号ハ及び別表第3の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第3中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の基準副生燃料起源

排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

- (2) 基準副生燃料起源排出量の減少による割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の減少分について第1号ハ及び別表第3の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第3中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

へ 事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において、災害により工場等若しくは輸送手段が著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合、重要な経済上の危機若しくは全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある

と認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合又は高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項に規定する特定施設である工場等について、同法に基づく保安検査（開放検査に限る。以下同じ。）を実施した場合における次の(1)に掲げる量

(1) 割当年度の前年度における割当量から、次の（i）から（iii）までに掲げる量の合算した量を減じた量

（i） 割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量について第1号イ及び別表第1の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第1中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度における活動量」と読み替える。

（ii） 次の①及び②に掲げる量を合算した量。

① 割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量又は当

該前年度における割当量（当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量

② 割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量又は当該前年度における割当量（当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量

(iii) 割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源排出量又は当該前年度における割当量（当該事業活動以外の事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案すべき事項）

第6条 割当年度の前年度の排出目標量が当該前年度の保有義務量より少ない事業者であって、その行う主たる事業が次の各号に掲げる事業分野のいずれかに該当するものは、前条の規定に基づき算定される割当

年度における排出目標量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に加えて、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを追加で受けることができる。

- 一 食料品製造業
- 二 飲料・たばこ・飼料製造業
- 三 繊維工業
- 四 木材・木製品製造業（家具・装備品製造業を除く。）
- 五 家具・装備品製造業
- 六 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 七 化学工業
- 八 石油製品・石炭製品製造業
- 九 プラスチック製品製造業

- 十 ゴム製品製造業
- 十一 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 十二 窯業・土石製品製造業
- 十三 鉄鋼業
- 十四 非鉄金属製造業
- 十五 はん用機械器具製造業
- 十六 生産用機械器具製造業
- 十七 業務用機械器具製造業
- 十八 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 十九 電気機械器具製造業
- 二十 情報通信機械器具製造業

二十一 輸送用機械器具製造業

2 前項の割当てを追加で受けることができる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

一 割当年度の前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の調達コスト（当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量（当該前年度の保有義務量から当該前年度の排出目標量を減じた量をいう。以下この条及び次条において同じ。）に当該前年度の年間平均取引価格（当該前年度における排出枠取引市場における脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の価格の平均額をいう。ただし、当該前年度において一度も排出枠取引市場において取引がされなかった場合には、当該前年度の参考上限取引価格の額とする。以下この条及び次条において同じ。）を乗じた額をいう。）を当該前年度の当該事業者の営業利益で除した量が0.04より大きい場合であって、当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量が0より大きい場合 当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.5を乗じた量から、当該前

年度の当該事業者の営業利益に0.02を乗じた値を当該前年度の年間平均取引価格で除し得た量を減じた量

二 割当年度の前年度の当該事業者の営業利益が0より小さい場合であって、当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量が0より大きい場合 当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.5を乗じた量

第7条 割当年度の前年度の排出目標量が当該前年度の保有義務量より少ない事業者であって、次の各号に掲げる研究開発のいずれかを行うものは、第5条の規定に基づき算定される割当年度における排出目標量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に加えて、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを追加で受けることができる。

- 一 特許庁が公表するグリーン・トランスフォーメーション技術区分表に該当する技術の研究開発
- 二 グリーンイノベーション基金補助金による研究開発

2 前項の割当てを追加で受けることができる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる量のうち、いずれか小さい量とする。この場合において、当該量について、専門的な知識を有する者による適正であることの証明を受けなければならないものとする。

一 割当年度の前年度における前項各号に掲げる研究開発に係る当該事業者の研究開発費（当該研究開発に当たって国から交付を受けた補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等を含む。）又は委託金の額を除く。）から、その行う主たる事業分野における平均的な研究開発に係る研究開発費（当該前年度における当該事業者の売上高に γ を乗じた額）を減じた値を、当該前年度の年間平均取引価格で除した値に相当する量

二 割当年度の前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.1を乗じて得た量

（備考）

① γ は次の(一)から(四)までに掲げる事業分野ごとに、それぞれ(一)から(四)までに定める値とする。

- (一) 製造業（石油製品・石炭製品製造業を除く。） 0.005
- (二) 石油製品・石炭製品製造業、電気業、ガス業及び熱供給業 0.001
- (三) 運輸業 0.0002
- (四) (一)から(三)までの事業分野以外の事業分野 0.0004

(法第34条第2項の割当量の調整)

第8条 法第34条第2項の規定により調整する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる訂正の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

- 一 割当年度より前の年度の割当量に係る訂正 新たな事実に基づき算定する訂正後の割当量から訂正前の割当量を控除した量とする。
- 二 割当年度より前の年度の保有義務量に係る訂正 訂正前の保有義務量から新たな事実に基づき算定する訂正後の保有義務量を控除した量とする。

第2節 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する事項

(重点的に投資を促進する事業分野等)

第9条 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて重点的に投資を促進する事業分野及び当該事業分野に属する事業活動のうち投資の促進を通じて二酸化炭素の排出量を削減することが当該事業分野の産業競争力の強化にとって特に効果的であると認められるものは、次の表の上欄に掲げる事業分野及び同表の上欄に掲げる事業分野の区分に応じて、それぞれ同表の下欄で定める事業活動とする。

事業分野	事業活動
主務省令第2条第1項第1号 の洋紙製造業	主務省令第2条第2項第1号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第2号 の板紙製造業	主務省令第2条第2項第2号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動

主務省令第2条第1項第3号 のソーダ工業	主務省令第2条第2項第3号のソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第4号 のカーボンブラック製造業	主務省令第2条第2項第4号のカーボンブラックの製造工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第5号 の有機化学工業製品製造業	主務省令第2条第2項第5号のエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程及び有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第6号 の石油精製業	主務省令第2条第2項第6号の石油精製工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第7号 のゴム製品製造業	主務省令第2条第2項第7号のゴム製品の製造工程に係る事業活動

主務省令第2条第1項第8号 の板ガラス製造業	主務省令第2条第2項第8号の板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第9号 のガラスびん製造業	主務省令第2条第2項第9号のガラスびんの製造工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第10号 のセメント製造業	主務省令第2条第2項第10号のセメントの製造工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第11号 の石灰製造業	主務省令第2条第2項第11号の生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第12号 の高炉による製鉄業	主務省令第2条第2項第12号の高炉による銑鉄の製造工程及び鋼材の製造工程に係る事業活動

主務省令第2条第1項第13号 の電気炉による普通鋼製造業	主務省令第2条第2項第13号の電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第14号 の電気炉による特殊鋼製造業	主務省令第2条第2項第14号の電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第15号 のアルミニウム製造業	主務省令第2条第2項第15号の半製品の製造工程及び半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第16号 の自動車製造業	主務省令第2条第2項第16号の乗用自動車の製造工程のうち塗装工程に係る事業活動
主務省令第2条第1項第17号 の発電事業	主務省令第2条第2項第17号の発電に係る事業活動

主務省令第2条第1項第18号 の貨物自動車運送事業	主務省令第2条第2項第18号の貨物の運送に係る事業活動
主務省令第2条第1項第19号 の内航海運業	主務省令第2条第2項第19号の主たる貨物が鋼材である運送に係る 事業活動
主務省令第2条第1項第20号 の航空輸送事業	主務省令第2条第2項第20号の貨物又は旅客の輸送に係る事業活動

(新たな投資に資する研究及び技術開発)

第10条 脱炭素成長型投資事業者その他の事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に基づき、次世代エネルギーの製造及びそれらを利用するための技術、排出削減が困難な分野における革新的な排出削減技術その他の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術の開発並びに普及に努めるものとする。

(投資環境の整備)

第11条 国は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に基づき、投資に係る指標の策定その他の投資環境の整備に努めるものとする。

2 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のため、社会全体で脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資が実施されるよう、当該投資の実施に際して指標となる排出枠価格を形成するため、脱炭素成長型投資事業者その他の者は、排出枠取引市場における脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引に努めるものとする。特に、保有義務量に対して割当量が多い脱炭素成長型投資事業者については、脱炭素成長型投資事業者排出枠の売渡しを行い、当該売渡しにより得た収益を原資とし、更なる脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動の実施に努めるものとする。

第3章 排出実績量の算定

(排出実績量の算定)

第12条 割当年度の翌年度に経済産業大臣に報告する割当年度における排出実績量は、第1号に掲げる量に第2号に掲げる量を加算して得た量から第3号に掲げる量を減じて得た量とする。この場合において、第1号に掲げる量の算定に当たっては、令第1条並びに施行規則第8条及び第9条の規定を準用するものとし、当該算定に必要な燃料の使用量その他算定の基礎となる量の計量に当たっては、特定計量器（計量法（平成4年法律第51号）第2条第4項に規定する特定計量器をいう。）又はこれに類する計量器により正確な数値を得られるよう、努めるものとする。

一 割当年度において排出した二酸化炭素の量（割当年度において割当てを受けた輸送手段であって、当該輸送手段の当該年度の末日における輸送能力が基準（二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（令和 年経済産業省・国土交通省告示第 号）に輸送の区分ごとに定める

輸送能力の基準をいう。)未満であるものにおいて行われる事業活動に係る二酸化炭素の量を含む。)

二 自らが創出した国内認証排出削減量(温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第1条第5号に規定する国内認証排出削減量をいう。次号において同じ。)のうち、割当年度において移転をしたJ-クレジット制度(温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量(平成22年経済産業省・環境省告示第3号)第4号に規定するJ-クレジット制度をいう。次号において同じ。)において認証をされた量(森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものを除く。)

三 次のイからへまでに掲げる量を合算した量(ただし、第1号に掲げる量に0.1を乗じた量を上限とす

る。)

イ 割当年度において排出量調整無効化（調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成22年経済産業省・環境省告示第4号）第2第1項第1号に規定する排出量調整無効化をいう。以下この号及び第3項において同じ。）をした国内認証排出削減量のうち、J-クレジット制度において認証をされた量

ロ 割当年度において排出量調整無効化をした海外認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第6号に規定する海外認証排出削減量をいい、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の一部を改正する件（令和7年経済産業省・環境省告示第1号）附則第3項の規定により海外認証排出削減量とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）

ハ 他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、割当年度に

において当該他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、J-クレジット制度において認証をされた量及び海外認証排出削減量

ニ 割当年度の翌年度の4月1日から6月30日までの期間において排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、J-クレジット制度において認証をされた量

ホ 割当年度の翌年度の4月1日から6月30日までの期間において排出量調整無効化をした海外認証排出削減量

へ 他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、割当年度の翌年度の4月1日から6月30日までの期間において当該他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、J-クレジット制度において認証をされた量及び海外認証排出削減量

2 割当年度の翌年度に経済産業大臣に報告する割当年度における排出実績量において、前項第3号ニからへまでの規定に基づき算出した量を用いた場合には、割当年度の翌々年度に経済産業大臣に報告する割当

年度の翌年度における排出実績量において、当該用いた量を用いることはできない。

- 3 災害その他やむを得ない事由により、割当年度の4月1日から割当年度の翌年度の6月30日までの期間において排出量調整無効化が困難であると経済産業大臣が認める場合には、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内において排出量調整無効化をし、割当年度における排出実績量を報告することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 別表第二の備考の④から⑥までの規定は、令和八年度から令和十二年度までの脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに限り、その効力を有する。

(検討)

第三条 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動の実施状況、諸外国の輸出産業の保護のための措置その他の我が国の国際競争力の維持又は向上に関する事項、二酸化炭素の排出に係る国内外の動向その他事情を勘案しつつ、この告示の規定の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 経済産業大臣及び事業所管大臣は、特定事業活動の令和十三年度以降の目指すべき水準について、検討を加え、その結果に基づいて、この告示の施行後五年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第5条関係）

特定事業活動	算定式（単位は、トンとする。）	目指すべき水準	活動量
主務省令第2条第2項第1号の洋紙製造業におけるパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合（特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出（間接排出（当該特定事業活動に伴う他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素の排出をい	令和8年度 1.086 令和9年度 1.067 令和10年度 1.048 令和11年度 1.029 令和12年度 1.010	次の(1)から(8)までの合計量 (1)新聞巻取紙の生産量 （単位は、トンとする。以下この欄において同じ。）に1.30を乗じた量 (2)非塗工印刷用紙の生産量に1.03を乗じた量

	<p>う。以下同じ。)を含む。)のうち当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出(間接排出を除く。)の占める割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量</p>		<p>(3)微塗工印刷用紙の生産量に0.969を乗じた量 (4)塗工印刷用紙の生産量に0.761を乗じた量 (5)情報用紙の生産量に1.07を乗じた量 (6)包装用紙の生産量に0.803を乗じた量 (7)衛生用紙の生産量に1.44を乗じた量 (8)雑種紙の生産量に</p>
--	--	--	---

			0.918を乗じた量
主務省令第2条第2項第2号の板紙製造業におけるパルプ化工程及び製紙工程に	この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和8年度 0.4668 令和9年度 0.4587 令和10年度 0.4506 令和11年度 0.4426 令和12年度 0.4345	次の(1)から(5)までの合計量 (1)ライナーの生産量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。）に1.08を乗じた

<p>係る事業活動</p>			<p>量</p> <p>(2)中しん紙の生産量に 0.785を乗じた量</p> <p>(3)白板紙の生産量に1.12 を乗じた量</p> <p>(4)黄板紙及び色板紙の生 産量に1.16を乗じた量</p> <p>(5)雑板紙の生産量に1.33 を乗じた量</p>
<p>主務省令第2 条第2項第3</p>	<p>この項の第3欄に掲げる割当年度 における当該特定事業活動の目指</p>	<p>令和8年度 1.606</p> <p>令和9年度 1.578</p>	<p>電解槽払出か性ソーダの 生産量（か性ソーダ濃度</p>

<p>号のソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動</p>	<p>すべき水準に、当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>令和10年度 1.550 令和11年度 1.522 令和12年度 1.495</p>	<p>97%に換算した量とし、単位は、トンとする。)</p>
<p>主務省令第2条第2項第4号のカーボンブラック製造業におけるカ</p>	<p>この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>令和8年度 1.918 令和9年度 1.885 令和10年度 1.852 令和11年度 1.818 令和12年度 1.785</p>	<p>次の(1)から(11)までの合計量 (1)通常用途における窒素吸着比表面積50m²/g未満の品種の生産量</p>

<p>一ポンブラッ クの製造工程 に係る事業活 動</p>			<p>(単位は、トンとする。以下この欄において同じ。)に0.97を乗じた量</p> <p>(2)通常用途における窒素 吸着比表面積$50\text{m}^2/\text{g}$ 以上$100\text{m}^2/\text{g}$未満の品 種の生産量に1.00を乗 じた量</p> <p>(3)通常用途における窒素 吸着比表面積$100\text{m}^2/\text{g}$</p>
---	--	--	---

			<p>以上150m²/g未満の品 種の生産量に1.60を乗 じた量</p> <p>(4)特殊用途における窒素 吸着比表面積50m²/g 未満の品種の生産量に 1.32を乗じた量</p> <p>(5)特殊用途における窒素 吸着比表面積50m²/g 以上100m²/g未満の品 種の生産量に1.67を乗</p>
--	--	--	---

			<p>じた量</p> <p>(6)特殊用途における窒素 吸着比表面積$100\text{m}^2/\text{g}$ 以上$150\text{m}^2/\text{g}$未満の品 種の生産量に2.13を乗 じた量</p> <p>(7)特殊用途における窒素 吸着比表面積$150\text{m}^2/\text{g}$ 以上$200\text{m}^2/\text{g}$未満の品 種の生産量に2.72を乗 じた量</p>
--	--	--	--

			<p>(8)特殊用途における窒素 吸着比表面積$200\text{m}^2/\text{g}$ 以上$250\text{m}^2/\text{g}$未満の品 種の生産量に3.66を乗 じた量</p> <p>(9)特殊用途における窒素 吸着比表面積$250\text{m}^2/\text{g}$ 以上$300\text{m}^2/\text{g}$未満の品 種の生産量に3.95を乗 じた量</p> <p>(10)特殊用途における窒素</p>
--	--	--	---

			<p>吸着比表面積$300\text{m}^2/\text{g}$以上$350\text{m}^2/\text{g}$未満の品種の生産量に5.59を乗じた量</p> <p>(1)特殊用途における窒素吸着比表面積$350\text{m}^2/\text{g}$以上$400\text{m}^2/\text{g}$未満の品種の生産量に7.50を乗じた量</p>
主務省令第2	(1)と(2)の合計量		

条第2項第5号の有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程及び有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動	(1)この項の第3欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちナフサクラッカーに係る目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度におけるナフサクラッカーに係る基準活動量を乗じて得た量	(1)ナフサクラッカーに係る目指すべき水準 令和8年度 0.4791 令和9年度 0.4755 令和10年度 0.4719 令和11年度 0.4683 令和12年度 0.4647	(1)ナフサクラッカーに係る活動量 エチレンその他石油化学系基礎製品の生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第3欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事	(2)有機化学工業製品の製造工程に係る目指すべ	(2)有機化学工業製品の製造工程に係る活動量

	業活動のうち有機化学工業製品の製造工程に係る目指すべき水準に、当該年度における有機化学工業製品の製造工程に係る基準活動量を乗じて得た量	き水準 令和8年度 0.06146 令和9年度 0.06068 令和10年度 0.05990 令和11年度 0.05912 令和12年度 0.05834	燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第2条第2項第6号の石油精製業における石油精製工程に	この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活	令和8年度 6.607×10^{-3} 令和9年度 6.495×10^{-3} 令和10年度 6.383×10^{-3} 令和11年度 6.271×10^{-3} 令和12年度 6.160×10^{-3}	装置ごとの通油量、原料の投入量又は製品若しくは半製品の生産量に、当該装置の区分に応じてそれぞれ備考の⑬で定める

係る事業活動	動の基準活動量を乗じて得た量		係数を乗じた値の合計量	
主務省令第2条第2項第7号のゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動	この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和8年度	0.05052	燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
		令和9年度	0.05024	
		令和10年度	0.04996	
		令和11年度	0.04967	
		令和12年度	0.04939	
主務省令第2条第2項第8号の板ガラス	この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における	令和8年度	0.5491	次の(1)から(3)までの合計量 (1)通常品の溶融量（単位
		令和9年度	0.5399	
		令和10年度	0.5307	

<p>製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動</p>	<p>当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>令和11年度 0.5215 令和12年度 0.5123</p>	<p>は、トンとする。以下この欄において同じ。) (2)超薄板品の溶融量に1.27を乗じた量 (3)型磨き品の溶融量に1.14を乗じた量</p>
<p>主務省令第2条第2項第9号のガラスびん製造業にお</p>	<p>この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を</p>	<p>令和8年度 0.4945 令和9年度 0.4888 令和10年度 0.4832 令和11年度 0.4775</p>	<p>ガラスびんの製造量（単位は、トンとする。）</p>

けるガラスび んの製造工程 に係る事業活 動	乗じて得た量	令和12年度 0.4719	
主務省令第2 条第2項第10 号のセメント 製造業におけ るセメントの 製造工程に係 る事業活動	この項の第3欄に掲げる割当年度 における当該特定事業活動の目指 すべき水準に当該年度における直 接排出量割合を乗じて得た値に、 当該年度における当該特定事業活 動の基準活動量を乗じて得た量	令和8年度 0.8392 令和9年度 0.8370 令和10年度 0.8349 令和11年度 0.8328 令和12年度 0.8306	クリンカーの生産量（単 位は、トンとする。）

主務省令第2	(1)から(3)までの合計量		
条第2項第11 号の石灰製造 業における生 石灰及び軽焼 ドロマイトの 製造工程のう ち焼成工程に 係る事業活動	(1)この項の第3欄の(1)に掲げる 割当年度における当該特定事 業活動のうち生石灰製造にお ける原材料起源二酸化炭素に 係る目指すべき水準に、生石 灰製造における原材料起源二 酸化炭素に係る基準活動量を 乗じて得た値	(1)生石灰製造における原 材料起源二酸化炭素に 係る目指すべき水準 令和8年度 0.7332 令和9年度 0.7309 令和10年度 0.7286 令和11年度 0.7264 令和12年度 0.7241	(1)生石灰製造における原 材料起源二酸化炭素に 係る活動量 生石灰の生産量（単位 は、トンとする。）

	<p>(2)この項の第3欄の(2)に掲げる 割当年度における当該特定事 業活動のうち軽焼ドロマイト 製造における原材料起源二酸 化炭素に係る目指すべき水準 に、軽焼ドロマイト製造にお ける原材料起源二酸化炭素に 係る基準活動量を乗じて得た 値</p>	<p>(2)軽焼ドロマイト製造に おける原材料起源二酸 化炭素に係る目指すべ き水準</p> <p>令和8年度 0.8257 令和9年度 0.8240 令和10年度 0.8224 令和11年度 0.8207 令和12年度 0.8190</p>	<p>(2)軽焼ドロマイト製造に おける原材料起源二酸 化炭素に係る活動量 軽焼ドロマイトの生産量 (単位は、トンとす る。)</p>
--	---	---	---

	<p>(3)この項の第3欄の(3)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る目指すべき水準に、生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る基準活動量を乗じて得た値</p>	<p>(3)生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 0.2254</p> <p>令和9年度 0.2232</p> <p>令和10年度 0.2209</p> <p>令和11年度 0.2187</p> <p>令和12年度 0.2164</p>	<p>(3)生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る活動量</p> <p>生石灰及び軽焼ドロマイトの生産量（単位は、トンとする。）</p>
主務省令第2	(1)と(2)の合計量		

条第2項第12号の高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程及び鋼材の製造工程に係る事業活動	(1)この項の第3欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（粗鋼を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度に係る上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和8年度 2.105 令和9年度 2.100 令和10年度 2.095 令和11年度 2.090 令和12年度 2.084	(1)上工程に係る活動量 銑鉄生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第3欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（粗鋼か	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和8年度 0.06944	(2)下工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位

	<p>ら鉄鋼製品を製造する工程を いう。以下この項において同 じ。)に係る目指すべき水準 に、当該年度における下工程 に係る基準活動量を乗じて得 た量</p>	<p>令和9年度 0.06824 令和10年度 0.06704 令和11年度 0.06584 令和12年度 0.06464</p>	<p>は、ギガジュールとす る。)</p>
主務省令第2	(1)と(2)の合計量		

<p>条第2項第13号の電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る</p>	<p>(1)この項の第3欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（鋳片を製造するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に当該年度における直接排出割合を乗じて得た値に、当該年度における上工程に係る基準活動量に乗じて得た量</p>	<p>(1)上工程に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 0.2618</p> <p>令和9年度 0.2598</p> <p>令和10年度 0.2578</p> <p>令和11年度 0.2559</p> <p>令和12年度 0.2539</p>	<p>(1)上工程に係る活動量粗鋼生産量（単位は、トンとする。）</p>
--	---	--	--------------------------------------

事業活動	<p>(2)この項の第3欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（鋳片から鋼材製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>(2)下工程に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 0.05168</p> <p>令和9年度 0.05161</p> <p>令和10年度 0.05155</p> <p>令和11年度 0.05148</p> <p>令和12年度 0.05142</p>	<p>(2)下工程に係る活動量燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）</p>
主務省令第2	(1)と(2)の合計量		

<p>条第2項第14号の電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業</p>	<p>(1)この項の第3欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（溶解工程までの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に当該年度における直接排出割合を乗じて得た値に、当該年度における上工程に係る基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>(1)上工程に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 0.2910</p> <p>令和9年度 0.2859</p> <p>令和10年度 0.2809</p> <p>令和11年度 0.2759</p> <p>令和12年度 0.2708</p>	<p>(1)上工程に係る活動量粗鋼生産量（単位は、トンとする。）</p>
--	--	--	--------------------------------------

活動	<p>(2)この項の第3欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（溶解工程より後の工程から鋼材製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>(2)下工程に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 0.05143</p> <p>令和9年度 0.05140</p> <p>令和10年度 0.05136</p> <p>令和11年度 0.05133</p> <p>令和12年度 0.05129</p>	<p>(2)下工程に係る活動量燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）</p>
主務省令第2	(1)と(2)の合計量		

条第2項第15号のアルミニウム製造業における半製品の製造工程及び半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	(1)この項の第3欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（半製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和8年度 0.2229 令和9年度 0.2196 令和10年度 0.2163 令和11年度 0.2131 令和12年度 0.2098	(1)上工程に係る活動量 半製品の生産量（単位は、トンとする。）に炉のサイズ及びチャージ数（時間当たりの鑄造回数をいう。以下同じ。）を踏まえた補正係数（工場等ごとに、備考⑭で定める方法により算定する値をいう。）を除いた量
	(2)この項の第3欄の(2)に掲げる	(2)下工程に係る目指すべ	(2)下工程に係る活動量

	<p>割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（半製品からアルミニウム製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量に乗じて得た量</p>	<p>き水準</p> <p>令和8年度 0.2696</p> <p>令和9年度 0.2692</p> <p>令和10年度 0.2689</p> <p>令和11年度 0.2686</p> <p>令和12年度 0.2682</p>	<p>アルミニウム製品の生産量（単位は、トンとする。）</p>
<p>主務省令第2条第2項第16号の自動車製</p>	<p>この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直</p>	<p>令和8年度 0.09971</p> <p>令和9年度 0.09944</p> <p>令和10年度 0.09918</p>	<p>次の(1)から(4)までの合計量</p> <p>(1)車体とバンパーを別で</p>

<p>造業における 乗用自動車の 塗装工程に係 る事業活動</p>	<p>接排出量割合を乗じて得た値に、 当該年度における当該特定事業活 動の基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>令和11年度 0.09891 令和12年度 0.09864</p>	<p>塗装する車両（上塗り 塗装を複数回行うもの を除く。）の生産台数 に1.00を乗じた量 (2)車体とバンパーを別で 塗装する車両（上塗り 塗装を複数回行うもの に限る。）の生産台数 に1.25を乗じた量 (3)車体とバンパーを一体 で塗装する車両（上塗</p>
---	---	--	---

			<p>り塗装を複数回行うものを除く。)の生産台数に1.04を乗じた量</p> <p>(4)車体とバンパーを一体で塗装する車両(上塗り塗装を複数回行うものに限る。)の生産台数に1.33を乗じた量</p>
主務省令第2	(1)から(8)までの合計量		

<p>条第2項第17号の発電事業における発電に係る事業活動</p>	<p>(1)この項の第3欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石炭を主燃料とする発電（非化石燃料（省エネ法第2条第3項に規定する非化石燃料をいう。以下この項において同じ。）及び副生燃料による発電、沖縄県において行われる発電並びに離島（電気事業法第2条第1項第8号イに規定する離島をい</p>	<p>(1)石炭を主燃料とする発電に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 8.098×10^{-4}</p> <p>令和9年度 8.081×10^{-4}</p> <p>令和10年度 8.065×10^{-4}</p> <p>令和11年度 7.616×10^{-4}</p> <p>令和12年度 7.165×10^{-4}</p>	<p>(1)石炭を主燃料とする発電に係る活動量</p> <p>発電設備ごとに、石炭による発電の発電電力量（単位は、キロワットアワーとする。以下この項において同じ。）に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数（発電設備ごとに、備考⑮で定める方法により算定する値を</p>
-----------------------------------	--	---	---

	<p>う。以下この項及び別表第3において同じ。) において行われる発電を除く。以下この(1)において同じ。) に係る目指すべき水準に、当該年度における石炭を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量</p>		<p>いう。以下同じ。) を乗じた量の合計量</p>
--	---	--	----------------------------

	<p>(2)この項の第3欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちLNG又は都市ガスを主燃料とする発電（非化石燃料及び副生燃料による発電、沖縄県において行われる発電並びに離島において行われる発電を除く。以下この(2)において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度におけるLNG又は都市ガスを主燃</p>	<p>(2)LNG又は都市ガスを主燃料とする発電に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 3.857×10^{-4}</p> <p>令和9年度 3.855×10^{-4}</p> <p>令和10年度 3.853×10^{-4}</p> <p>令和11年度 4.258×10^{-4}</p> <p>令和12年度 4.656×10^{-4}</p>	<p>(2)LNG又は都市ガスを主燃料とする発電に係る活動量</p> <p>発電設備ごとに、LNG又は都市ガスを主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量</p>
--	---	--	---

	料とする発電に係る基準活動 量を乗じて得た量		
	(3)この項の第3欄の(3)に掲げる 割当年度における当該特定事 業活動のうち石油等（重油、 軽油、灯油その他燃料油をい う。以下この項において同 じ。）を主燃料とする発電 （非化石燃料及び副生燃料に よる発電、沖縄県において行	(3)石油等を主燃料とする 発電に係る目指すべき 水準 令和8年度 7.787×10^{-4} 令和9年度 7.703×10^{-4} 令和10年度 7.620×10^{-4} 令和11年度 7.206×10^{-4} 令和12年度 6.818×10^{-4}	(3)石油等を主燃料とする 発電に係る活動量 発電設備ごとに、石油等 を主燃料とする発電の発 電電力量に非化石燃料の 混焼比率を踏まえた補正 係数を乗じた量の合計量

	<p>われる発電並びに離島において行われる発電を除く。以下この(3)において同じ。)に係る目指すべき水準に、当該年度における石油等を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量</p>		
	<p>(4)この項の第3欄の(4)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち副生燃料による発電（沖縄県において行われ</p>	<p>(4)副生燃料による発電に係る目指すべき水準 令和8年度 5.946×10^{-4} 令和9年度 5.926×10^{-4}</p>	<p>(4)副生燃料による発電に係る活動量 発電設備ごとに、副生燃料による発電の発電電力</p>

	<p>る発電及び離島において行われる発電を除く。以下この(4)において同じ。)に係る目指すべき水準に、当該年度における副生燃料による発電に係る基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>令和10年度 5.906×10^{-4}</p> <p>令和11年度 5.886×10^{-4}</p> <p>令和12年度 5.866×10^{-4}</p>	<p>量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量</p>
--	---	---	---------------------------------------

	<p>(5)この項の第3欄の(5)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石炭を主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この(5)において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石炭を主燃料とする発電に</p>	<p>(5)石炭を主燃料とする発電に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 8.319×10^{-4}</p> <p>令和9年度 8.319×10^{-4}</p> <p>令和10年度 8.319×10^{-4}</p> <p>令和11年度 8.083×10^{-4}</p> <p>令和12年度 7.846×10^{-4}</p>	<p>(5)石炭を主燃料とする発電に係る活動量</p> <p>発電設備ごとに、石炭を主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量</p>
--	---	---	---

	係る基準活動量を乗じて得た 量		
--	--------------------	--	--

	<p>(6)この項の第3欄の(6)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちLNG又は都市ガスを主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この(6)において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度におけるLNG又は都市</p>	<p>(6)LNG又は都市ガスを主燃料とする発電に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 3.938×10^{-4}</p> <p>令和9年度 3.938×10^{-4}</p> <p>令和10年度 3.938×10^{-4}</p> <p>令和11年度 4.578×10^{-4}</p> <p>令和12年度 5.218×10^{-4}</p>	<p>(6)LNG又は都市ガスを主燃料とする発電に係る活動量</p> <p>発電設備ごとに、LNG又は都市ガスを主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量</p>
--	---	--	---

	ガスを主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量		
--	----------------------------	--	--

	<p>(7)この項の第3欄の(7)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石油等を主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この(7)において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石油等を主燃料とする発</p>	<p>(7)石油等を主燃料とする発電に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 8.506×10^{-4}</p> <p>令和9年度 8.506×10^{-4}</p> <p>令和10年度 8.506×10^{-4}</p> <p>令和11年度 8.232×10^{-4}</p> <p>令和12年度 7.958×10^{-4}</p>	<p>(7)石油等を主燃料とする発電に係る活動量</p> <p>発電設備ごとに、石油等を主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量</p>
--	---	--	---

	電に係る基準活動量を乗じて 得た量		
--	----------------------	--	--

	<p>(8)この項の第3欄の(8)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち副生燃料による発電（沖縄県において行われる発電（離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この(8)において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における副生燃料による発電に係る基準活動量を乗じて得た量</p>	<p>(8)副生燃料による発電に係る目指すべき水準</p> <p>令和8年度 7.137×10^{-4}</p> <p>令和9年度 7.137×10^{-4}</p> <p>令和10年度 7.137×10^{-4}</p> <p>令和11年度 7.137×10^{-4}</p> <p>令和12年度 7.137×10^{-4}</p>	<p>(8)副生燃料による発電に係る活動量</p> <p>発電設備ごとに、副生燃料による発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量</p>
--	--	---	---

主務省令第2条第2項第18号の貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動	この項の第3欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和8年度	1.320×10^{-4}	次の(1)及び(2)の合計量 (1)集配便（事業用自動車を使用して行う貨物の運送（貨物の運送に必要な冷蔵又は冷凍設備を有する自動車によるものを除く。以下この欄において同じ。）のうち、小口貨物の集荷又は配達を行う運送に係るものをいう。）の
		令和9年度	1.297×10^{-4}	
		令和10年度	1.274×10^{-4}	
		令和11年度	1.251×10^{-4}	
		令和12年度	1.228×10^{-4}	

			<p>輸送トンキロ（貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量（単位はトンキロメートルとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に3.40を乗じた量</p> <p>(2)路線便（事業用自動車を使用して行う貨物の運送のうち、(1)以外の</p>
--	--	--	---

			運送をいう。)の輸送 トンキロ
主務省令第2 条第2項第19 号の内航海運 業における主 たる貨物が鋼 材である運送 に係る事業活 動	この項の第3欄に掲げる割当年度 における当該特定事業活動の目指 すべき水準に、当該年度における 当該特定事業活動の基準活動量を 乗じて得た量	令和8年度 2.750×10^{-5} 令和9年度 2.737×10^{-5} 令和10年度 2.724×10^{-5} 令和11年度 2.711×10^{-5} 令和12年度 2.698×10^{-5}	次の(1)から(3)までの合計 量 (1)ロールオン・ロールオフ 貨物船(二酸化炭素 放出抑制対象船舶の二 酸化炭素放出抑制指標 等に関する基準を定め る省令(平成24年国土 交通省・環境省令第3

			<p>号) 第1条第10項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船をいう。)の輸送トンキロに1.51を乗じた量</p> <p>(2)有害液体物質ばら積船 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省</p>
--	--	--	---

			<p>令（昭和58年運輸省令第38号）第1条第5項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）</p> <p>の輸送トンキロに1.99を乗じた量</p> <p>(3)一般貨物船（(1)のロールオン・ロールオフ貨物船及び(2)の有害液体物質ばら積船以外の船舶をいう。）の輸送ト</p>
--	--	--	---

			ンキロに1.00を乗じた 量
主務省令第2 条第2項第20 号の航空輸送 事業における 貨物又は旅客 の輸送に係る 事業活動	この項の第3欄に掲げる割当年度 における当該特定事業活動の目指 すべき水準に、当該年度における 当該特定事業活動の基準活動量を 乗じて得た量	令和8年度 1.148×10^{-3} 令和9年度 1.144×10^{-3} 令和10年度 1.141×10^{-3} 令和11年度 1.137×10^{-3} 令和12年度 1.133×10^{-3}	輸送ごとにその航空機を 使用して有償で運送され た旅客及び貨物の重量に 輸送距離を乗じて得られ る量を算定し、当該輸送 ごとに算定した量を合算 して得られる量（単位 は、トンキロメートルと する。）

(備考)

① 割当年度における直接排出割合の算定方法は、割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を除く。）を、当該前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を含む。）で除した値とする。

② 令第1条並びに施行規則第8条及び第9条の規定は、①の特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を除く。）の算定について準用する。

③ ①の算定における特定事業活動に伴う間接排出の量は次の(一)から(四)までに掲げる量を合算した量とする。

(一) 電気（他者から供給されたものに限る。）の使用量（単位は、キロワットアワーとする。(二)において同じ。）に全国平均係数（電気の使用に係る標準的な二酸化炭素の排出係数として経済産業大臣が公表する係数をいう。以下この(一)及び(二)において同じ。）を乗じて得た量の合計量。た

だし、実測に基づく係数その他全国平均係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なものを求めることができるときは、全国平均係数に代えて、当該係数を用いて、二酸化炭素の排出の量を算定することができる。

(二) 電気（他の自社の工場等から供給されたものに限る。）の使用量に実測に基づく係数その他全国平均係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切な係数を乗じて得た量の合計量。

(三) 次の表の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱（他者から供給されたものに限る。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。四において同じ。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た量の合計量。ただし、実測に基づく係数その他表に掲げる排出係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なものを求めることができるときは、当該係数を用いて、二酸化炭素の排出の量を算定することができる。

熱の種類	排出係数
産業用蒸気	0.0654
産業用以外の蒸気、温水及び冷水	0.0532

(四) 熱（他の自社の工場等から供給されたものに限る。）の使用量に実測に基づく係数その他(三)の表に掲げる排出係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切な係数を乗じて得た量の合計量。

④ 割当年度における基準活動量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じ、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。

(一) 設立後3か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（⑤に掲げる場合を除く。）又は導入後3か年度以上経過（年

- 度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。) している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段(⑤に掲げる場合を除く。) 割当年度の前3年度中の各年度ごとの活動量を平均した量
- (二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者(割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この④において同じ。) から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度の活動量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量
- (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事

業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準活動量

(四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期

間において吸収合併により承継されたものを除く。) であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段(割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。) であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段当該前年度の活動量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量

- (五) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で

行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準活動量

(六) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の4月1日から当該承継の日までの活動量に当該年度の年間総日数を当該年度の4月1日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

(七) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段

(活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段とする。) 割当年度の前2か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量

- (八) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段

(活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段とする。) 割当年度の前2か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量

- (九) 割当年度の前年度において法第34条第1項の規定による届出を行っている工場等又は輸送手段

であって、割当年度において(二)から(八)までの基準活動量の変更が必要ない工場等又は輸送手段
当該前年度の基準活動量

- ⑤ ④の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であ
って、割当年度の前3年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸
送手段については、次の(一)から(四)までに掲げる場合に依じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法
により基準活動量を算出するものとする。

- (一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは
承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併によ
り譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事
業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新た
に導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継され

た場合を除く。) 次の (イ) 及び (ロ) に掲げる場合に応じて、それぞれ (イ) 及び (ロ) に定める量とする。

(イ) 割当年度の3年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の活動量を平均した量

(ロ) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の活動量

(二) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準活動量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度における活動量を、当該被害を受けた年度における活動量とみなし、基準活動量を算出する。(被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあつては、当該被害を受けた年度の前年度における活動量を、当該被害を受けた各年度における活動量とみなし、基準活動量を算出する。)

- (三) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度における活動量を、当該被害を受けた年度における活動量とみなし、基準活動量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における活動量を、当該被害を受けた各年度における活動量とみなし、基準活動量を算出する。）
- (四) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合 当該保安検査後において運転再開した月を含む前5か月を除く7か月分の活動量に、12を7で除した値を乗じた量を当該年度の活動量とみなし、基準活動量を算出する。ただし、当該5か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、活動量を1年分に換算した量を各年度の活動量とみなし、基準活動量を算出する。

⑥ ④の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段とする。）又は直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段とする。）であって、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前

年度の基準活動量を割当年度の基準活動量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準活動量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の活動量を割当年度以前の直近2か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの活動量を平均した量とする。

- (一) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準活動量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合
- (二) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準活動量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合
- (三) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑦ 割当年度における基準燃料使用量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。

(一) 設立後3か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（⑧に掲げる場合を除く。）又は導入後3か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑧に掲げる場合を除く。） 割当年度の前3年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量

(二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑦

において同じ。) から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度の燃料使用量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量

- (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。) から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱

炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準燃料使用量

- (四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 当該前年度

の燃料使用量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量

(五) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準燃料使用量

(六) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度

の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の4月1日から当該承継の日までの燃料使用量に当該年度の年間総日数を当該年度の4月1日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

(七) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であり、かつ、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量

(八) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸

送手段であり、かつ、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量

(九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準燃料使用量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準燃料使用量

⑧ ⑦の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前3年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準燃料使用量を算出するものとする。

(一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは

承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。） 次の(i)及び(ii)に掲げる場合に応じて、それぞれ(i)及び(ii)に定める量とする。

(i) 割当年度の3年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の燃料使用量を平均した量

(ii) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の燃料使用量

(二) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準燃料使用量の算出に

当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた各年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。）

- (三) 重要な経済上の危機又は全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた各年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。）

(四) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合 当該保安検査後において運転再開した月を含む前5か月を除く7か月分の燃料使用量に、12を7で除した値を乗じた量を当該年度の燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。ただし、当該5か月が年度を跨ぐ場合にあっては、各年度でそれぞれ除く期間に応じて、燃料使用量を1年分に換算した量を各年度の燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。

⑨ ⑦の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、⑦の(七)に該当する工場等若しくは輸送手段又は⑦の(八)に該当する工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準燃料使用量を割当年度の基準燃料使用量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準燃料使用量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の燃料使用量を割当年度以前の直近2か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各

年度ごとの燃料使用量を平均した量とする。

- (一) 災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準燃料使用量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合
 - (二) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準燃料使用量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合
 - (三) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合
- ⑩ 割当年度における基準エネルギー消費原単位は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める値とする。

(一) 設立後3か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度に届出を行っていない工場等（⑩に掲げる場合を除く。）又は導入後3か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑩に掲げる場合を除く。） 割当年度の前3年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

(二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑩において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外

の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度のエネルギー消費原単位

- (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー消費原単位

(四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段
当該前年度のエネルギー消費原単位

(五) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、

当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー消費原単位

(六) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の4月1日から当該承継の日までのエネルギー消費原単位

(七) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値以

上である工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

(八) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値以下である工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

(九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準エネルギー消費原単位の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準エネルギー消費原単位

⑪ ⑩の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前3年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸

送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準エネルギー消費原単位を算出するものとする。

(一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。） 次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める量とする。

(イ) 割当年度の3年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度のエネルギー消費原単位を平均した値

- (a) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された
場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度のエネルギー消費原単位
- (b) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー消費原単位
の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の
前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー消費原単位
とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合に
あつては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた
各年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。）
- (c) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与
えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が
認める場合 当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受け

た年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。）

(四) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合 当該保安検査後において運転再開した月を含む前5か月を除く7か月分のエネルギー消費原単位を当該年度のエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。ただし、当該5か月が年度を跨ぐ場合にあっては、それぞれ当該期間を除いた期間のエネルギー消費原単位を当該期間が属する各年度のエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。

⑫ ⑩の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送

手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値以下である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位を割当年度の基準エネルギー消費原単位とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準エネルギー消費原単位の算出に当たっては、当該影響を受けた年度のエネルギー消費原単位を割当年度以前の直近2か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値とする。

- (一) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー消費原単位の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合
- (二) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与

えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準エネルギー消費原単位の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

(三) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑬ 装置係数は、次の表の上欄に掲げる装置に応じて、それぞれ下欄に掲げる係数とする。

装置の種類	通油量、原料の投入量又は製品若しくは半製品の生産量	装置係数
常圧蒸留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.000
減圧蒸留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.705
ビスブレーカー	通油量（単位は、バレルとする。）	1.317
ディレードコーカー	通油量（単位は、バレルとする。）	1.900

ニードルコーカー	通油量（単位は、バレルとする。）	2.613
ユリカ	通油量（単位は、バレルとする。）	2.565
フレキシコーカー	通油量（単位は、バレルとする。）	15.211
流動接触分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.170
残留炭素分が2.25%から 3.5%までの残油流動接触 分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.772
残留炭素分が3.5%を超え る残油流動接触分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	5.927
水素化分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	2.206
残油水素化分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	3.325

ガソリン脱硫装置及びナ フサ脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.691
灯油脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.569
軽油脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.667
直接式水素添加脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.344
間接式水素添加脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.733
接触改質装置	通油量（単位は、バレルとする。）	2.762
超臨界溶剤脱れき装置	通油量（単位は、バレルとする。）	2.185
溶剤脱れき装置	通油量（単位は、バレルとする。）	2.078
アルキル化装置及び重合 装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	3.750

ブタン異性化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.950
ペンタン及びヘキサン異性化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.208
コークスカルサイナー	製品又は半製品の生産量（単位は、米トンとする。）	62.030
メタンから水素を製造するための改質装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	4.002
ナフサから水素を製造するための改質装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	3.603
特殊分留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.608
プロピレン製造装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.655
アスファルト製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	1.900

ポリマー混合によるアス ファルト改質装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	0.475
硫黄回収装置	製品又は半製品の生産量（単位は、英トンとする。）	112.390
エチルターシャリーブチ ルエーテル製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	3.640
ブテン転換装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	3.800
硫酸再生装置	製品又は半製品の生産量（単位は、米トンとする。）	28.500
芳香族溶剤抽出装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.425
水素化脱アルキル装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.900
トルエン不均化装置及び トランスアルキル化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.425

シクロヘキサン製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	2.090
キシレン異性化装置	通油量（単位は、米トンとする。）	1.425
パラキシレン製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	4.275
エチルベンゼン製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	1.188
クメン製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	3.800
ベンゼン分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	0.855
トルエン分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	0.950
キシレン分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	1.235
重質芳香族分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	0.665
キシレン異性体の混合物 の分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	1.425

オルトキシレン再蒸留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	1.900
エチルベンゼン蒸留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	2.850
フルフラール溶剤以外による溶剤抽出装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.657
フルフラール溶剤による溶剤抽出装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.710
クロロカーボン溶剤による溶剤脱ろ装置	通油量（単位は、バレルとする。）	5.564
メチルエチルケトン及びトルエン混合溶剤による溶剤脱ろ装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.662

メチルエチルケトン溶剤 又はメチルエチルケトン 及びメチルイソブチルケ トン混合溶剤による溶剤 脱ろ装置	通油量（単位は、バレルとする。）	3.961
ベンゼン及びケトン混合 溶剤による溶剤脱ろ装 置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.399
フィルタープレス脱ろ 装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	0.855
ワックス異性化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.235

水素化脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.045
潤滑油水素化分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.921
ワックス脱油装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	8.153
潤滑油水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.862
ワックス水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.855
溶剤水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.950
溶剤分留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.665
販売の用に供するための 燃料ガス処理及び圧縮装 置	原料の投入量（単位は、0.99234仏馬力とする。）	1.900
水素の製造のための部分	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとす	5.079

酸化装置	る。)	
残油部分酸化装置	製品又は半製品の生産量 (単位は、立方フィートとする。)	1.006
メタノール合成装置	製品又は半製品の生産量 (単位は、バレルとする。)	-24.650
排煙脱硫装置	原料の投入量 (単位は、立方フィートとする。)	0.015
ノルマルパラフィン製造装置	通油量 (単位は、バレルとする。)	3.325
空気分離装置	製品又は半製品の生産量 (単位は、立方フィートとする。)	1.425
炭酸ガス液化装置	製品又は半製品の生産量 (単位は、米トンとする。)	-106.390
海水淡水化施設	製品又は半製品の生産量 (単位は、ガロンとする。)	24.700

固体燃料を使用するボイラー	製品又は半製品の生産量（単位は、千ポンドとする。）	3.136
---------------	---------------------------	-------

⑭ 炉のサイズ及びチャージ数を踏まえた補正係数は、次の(一)に掲げる値を(二)に掲げる値で除した量をいう。

(一) 保有する全ての工場等における半製品（スラブ及びビレットをいう。(二)において同じ。)の生産量に0.205を乗じた値

(二) 炉ごとに、1.903に当該炉のサイズ（単位は、トンとする。）をマイナス0.241乗した値及び当該炉のチャージ数（単位は、回／年とする。）をマイナス0.210乗した値を乗じた値に、当該炉における半製品の生産量を乗じて得た量の合計量

⑮ 非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数は、発電設備ごとに、次の(一)又は(二)に掲げる量のいずれか小さい値とする。

(一) 1 を 1 から混焼比率（発電の用に供する燃料の熱量（単位はギガジュールとする。）を発電の用に供した非化石燃料の熱量で除した量をいう。（二）において同じ。）を減じた量で除した量

(二) 1 を 1 から混焼比率を減じた量で除した量に0.2を乗じ得た値に、1 を加算した値

⑩ 基準活動量を算出するに当たって、活動量が算定できない場合には、次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める方法により活動量の推計値（以下この⑩において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準活動量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

(一) 特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものを除く。）の活動量を推計する場合であつて、推計する期間（以下「推計期間」という。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できる場合 次の(イ)から(ロ)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞ

れ(イ)から(ロ)までに定める方法

(イ) 推計値の算定の対象となる期間が1日未満の場合 当該期間が属する日及び当該日の前後1日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該期間が属する日及び当該日の前後1日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

(ロ) 推計値の算定の対象となる期間が1日以上1月未満の場合 当該期間が属する月及び当該月の前後1月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該期間が属する月及び当該月の前後1月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

- (ハ) 推計値の算定の対象となる期間が1年以上1年未満の場合 当該年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法
 - (ニ) 推計値の算定の対象となる期間が1年の場合 前年度における当該特定事業活動の活動量を当該前年度における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法
- (二) 特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものを除く。）の活動量を推計する場合であって、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できない場合 次の(イ)から(ハ)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める方法
- (イ) 推計値の算定の対象となる期間が1日未満の場合 当該期間が属する日及び当該日の前後1

日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

(ロ) 推計値の算定の対象となる期間が1日以上1月未満の場合 当該期間が属する月及び当該月の前後1月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

(ハ) 推計値の算定の対象となる期間が1月以上の場合 推計期間が属する年度の前2か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

(三) 特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものに限る。）の活動量を推計する場合であって、

推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できない場合 次の(i)から

(A)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(i)から(A)までに定める方法

(i) 推計値の算定の対象となる期間が1日未満の場合 当該期間が属する日及び当該日の前後1日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

(ii) 推計値の算定の対象となる期間が1日以上1月未満の場合 当該期間が属する月及び当該月の前後1月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

(A) 推計値の算定の対象となる期間が1月以上の場合 推計期間が属する年度の前2か年度中の

各年度ごとの活動量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

別表第2（第5条関係）

二酸化炭素の種類	算定式
エネルギー起源二酸化炭素	<p>割当年度における基準エネルギー起源排出量に、1から0.017にエネルギー起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数を用いる。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準エネルギー起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に継続して届出を行っている年度の数を用いる。）を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量</p>

<p>原材料起源二酸化炭素</p>	<p>割当年度における基準原材料起源排出量に、1 から0.003に原材料起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数をいう。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準原材料起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に継続して届出を行っている年度の数をいう。）を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量</p>
-------------------	---

(備考)

① 割当年度における基準エネルギー起源排出量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。

(一) 設立後 3 か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最

初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。) している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等(②に掲げる場合を除く。) 又は導入後3か年度以上経過(年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。) している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段(②に掲げる場合を除く。) 割当年度の前3年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

- (二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者(割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この①において同じ。) から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度のエネルギー起源排出量に当該前

年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量

- (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 当該前年度において譲渡元又

は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー起源排出量

(四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 当該前年度のエネルギー起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量

(五) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量

が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー起源排出量

(六) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の4月1日から当該承継の日までのエネルギー起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の4月1日から当該承継の日までの期間で除した

値を乗じた量

(七) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、次の(i)から(h)までのいずれにも該当する工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

(i) 割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合

(ii) 直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合

(h) 基準エネルギー起源排出量の変更後の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）について第5条第1号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量が、基準エネルギー起源排出量の変更前の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化

炭素に係るものに限る。) より大きい場合

(八) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、次の(i)から(h)までのいずれにも該当する工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

(i) 直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合

(ii) 直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた量より大きい場合

(h) 基準エネルギー起源排出量の変更後の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）について第5条第1号ロ及び別表第2の規定を準用して算定した量が、基準エネルギー起源排出量の変更前の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化

炭素に係るものに限る。)より小さい場合

(九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等であって、割当年度において(二)から(八)までの基準エネルギー起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該年度の前年度の基準エネルギー起源排出量

② ①の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前3年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準エネルギー起源排出量を算出するものとする。

(一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事

業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。) 次の(i)及び(ii)に掲げる場合に応じて、それぞれ(i)及び(ii)に定める量とする。

(i) 割当年度の3年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度のエネルギー起源排出量を平均した量

(ii) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度のエネルギー起源排出量

(二) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー起源排出量

とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。）

- (三) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。）

- (四) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施され

た場合 当該保安検査後において運転再開した月を含む前5か月を除く7か月分のエネルギー起源排出量に、12を7で除した値を乗じた量を当該年度のエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。ただし、当該5か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、エネルギー起源排出量を1年分に換算した量を各年度のエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。

- ③ ①の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、①の(七)の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当する工場等若しくは輸送手段又は①の(八)の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当する工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量を割当年度の基準エネルギー起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準エネルギー起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年

度のエネルギー起源排出量を割当年度以前の直近2か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した値とする。

(一) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

(二) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

(三) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

④ エネルギー起源排出量に係る割当量の設定に当たっては、別表第2のエネルギー起源二酸化炭素

の項の第2欄の規定に基づき算出された量に、早期排出削減量（過去のエネルギー起源排出量の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量をいう。⑤において同じ。）に0.8を乗じて得た量に、1から0.017に制度開始経過年度数（令和8年度においては、1とし、令和9年度以降においては、1に令和8年度からの経過年度数を加算した年度の数を用いる。）を乗じた値を減じた値を乗じて得た値を加算することができる。

⑤ ④の早期排出削減量は工場等（小規模工場等は除く。）又は輸送手段ごとに、起点年度平均エネルギー起源排出量（⑥の規定に基づき算出される早期排出削減量の算出の基礎となる量をいう。⑥において同じ。）に1から0.017に早期排出削減年度数（起点年度（平成25年度以降であって、最初に特定工場等となった年度の翌々年度をいい、平成23年度時点において、特定工場等に指定されていた工場等については平成25年度とする。）から届出を初めて行う年度の前々年度までの年度の数を用いる。以下同じ。）を乗じて得た値を減じた値を乗じて得た量から、届出を初めて行う年度の

前3年度のエネルギー起源排出量の各年度のエネルギー起源排出量の合計量を3で除した量を減じた量とする。

⑥ ⑤の起点年度平均エネルギー起源排出量は、次の(一)及び(二)に掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に定める量の合計量とする。

(一) 平成23年度から届出を初めて行う年度まで継続して省エネ法定期報告を行っている特定工場等又は輸送手段 平成24年度から平成26年度までの各年度に省エネ法又は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この(一)及び(二)において「温対法」という。）に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量を3で除した量に、令和5年度から令和7年度までの各年度の特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量の合計量を令和5年度から令和7年度までの各年度において省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量で除した値を乗じた値

(二) 平成24年度以降に初めて省エネ法定期報告を行った特定工場等又は輸送手段であって、届出を初めて行う年度まで継続して省エネ法定期報告を行っているもの 特定工場等に指定された年度の翌年度から当該翌年度の翌々年度までの各年度に省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量を3で除した量に、令和5年度から令和7年度までの各年度の特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量の合計量を令和5年度から令和7年度までの各年度において省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量で除した値を乗じた値

⑦ 割当年度における基準原材料起源排出量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。

(一) 設立後3か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあつては、当該設立の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。）している工場等であつて、割当年度の前年度に

において届出を行っていない工場等（⑧に掲げる場合を除く。）又は導入後3か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の3月31日までの年度を1か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑧に掲げる場合を除く。） 割当年度の前3年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量

(二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑦において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度の原材料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除し

た値を乗じた量

- (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準原材料起源排出量

(四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 当該前年度の原材料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量

(五) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続

して行われる工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準原材料起源排出量

- (六) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の4月1日から当該承継の日までの原材料起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の4月1日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

- (七) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量
- (八) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量
- (九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準原材料起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準原材料起源排出量
- ⑧ ⑦の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前3年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸

送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準原材料起源排出量を算出するものとする。

(一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。） 次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める量とする。

(イ) 割当年度の3年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の原材料起源排出量を平均した量

- (a) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された
場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の原材料起源排出量
- (二) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあつては、当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。）
- (三) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた年

度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。）

(四) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合 当該保安検査後において運転再開した月を含む前5か月を除く7か月分の原材料起源排出量に、12を7で除した値を乗じた量を当該年度の原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。ただし、当該5か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、原材料起源排出量を1年分に換算した量を各年度の原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。

⑨ ⑦の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送

手段であって、直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準原材料起源排出量を割当年度の基準原材料起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準原材料起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の原材料起源排出量を割当年度以前の直近2か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した値とする。

- (一) 災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合
- (二) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与

えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

(三) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑩ 基準エネルギー起源排出量又は基準原材料起源排出量を算出するに当たって、エネルギー起源排出量又は原材料起源排出量が算定できない場合には、次の(一)及び(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に定める方法によりエネルギー起源排出量又は原材料起源排出量の推計値（以下この⑩において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準エネルギー起源排出量又は基準原材料起源排出量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

- (一) 特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を推計する場合 次の(i)から(iv)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(i)から(iv)までに定める方法
- (i) 推計値の算定の対象となる期間が1日未満の場合 当該期間が属する日及び当該日の前後1日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法
- (ii) 推計値の算定の対象となる期間が1日以上1月未満の場合 当該期間が属する月及び当該月の前後1月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法
- (iii) 推計値の算定の対象となる期間が1月以上の場合 推計期間が属する年度の前2か年度中の

各年度ごとの当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

(二) 特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を推計する場合 次の (i) から (ii) までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ (i) から (ii) までに定める方法

(i) 推計値の算定の対象となる期間が 1 日未満の場合 当該期間が属する日及び当該日の前後 1 日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に 2 を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

(ii) 推計値の算定の対象となる期間が 1 日以上 1 月未満の場合 当該期間が属する月及び当該月の前後 1 月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に 2 を乗じた値を減じた値に、

推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

- (ハ) 推計値の算定の対象となる期間が1月以上の場合 推計期間が属する年度の前2か年度中の各年度ごとの当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

別表第3（第5条関係）

二酸化炭素の種類	算定式
副生燃料起源二酸化炭素	割当年度における基準副生燃料起源排出量に、1から0.003に副生燃料起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数を用いる。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準副生燃料起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に届出

	を行っている年度の数をいう。) を乗じた値を減じて得た値を乗じて 得た量
--	---

(備考)

① 割当年度における基準副生燃料起源排出量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。

(一) 設立後 3 か年度以上経過 (年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の 3 月 31 日までの年度を 1 か年度とみなす。) している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等 (②に掲げる場合を除く。) 又は導入後 3 か年度以上経過 (年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の 3 月 31 日までの年度を 1 か年度とみなす。) している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段 (②に掲げる場合を除く。) 割当年度の前 3 年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量

を平均した量

(二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この①において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度の副生燃料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量

(三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しく

は承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準副生燃料起源排出量

(四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若し

くは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 当該前年度の副生燃料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量

(五) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準副生燃料起源排出量

- (六) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の4月1日から当該承継の日までの副生燃料起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の4月1日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量
- (七) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量

(八) 割当年度の前2か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段 割当年度の前2か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量

(九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準副生燃料起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準副生燃料起源排出量

② ①の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前3年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準副生燃料起源排出量を算出するものとする。

(一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。） 次の(i)及び(ii)に掲げる場合に応じて、それぞれ(i)及び(ii)に定める量とする。

(i) 割当年度の3年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の副生燃料起源排出量を平均した量

(ii) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の副生燃料起源排出量

- (二) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあつては、当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。）
- (三) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が2か年度以上の場合にあつては、当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源

排出量を、当該被害を受けた各年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。)

(四) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合 当該保安検査後において運転再開した月を含む前5か月を除く7か月分の副生燃料起源排出量に、12を7で除した値を乗じた量を当該年度の副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。ただし、当該5か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、副生燃料起源排出量を1年分に換算した量を各年度の副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。

③ ①の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均副生燃料起源排出量が割当年度

の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量未満である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量を割当年度の基準副生燃料起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準副生燃料起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の副生燃料起源排出量を割当年度以前の直近2か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した値とする。

- (一) 災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合
- (二) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業

大臣が認める場合

(三) 高圧ガス保安法第35条第1項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

④ 副生燃料起源排出量は次の(一)及び(二)に掲げる量を合算した量から、(三)に掲げる量を減じた量とする。

(一) 特定事業活動（次の表の上欄に掲げるものに限る。）における副生燃料使用量（自社の他の工程又は他者から供給されたものに限る。）に、副生燃料の排出係数（施行規則第6条第1項の表の1の項の第2欄に掲げる副生燃料の使用の区分に応じて、それぞれ同表の第4欄に掲げる係数をいう。(二)及び(三)において同じ。)から業種平均排出係数（同表の上欄に掲げる特定事業活動の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める係数をいう。）に0.85を乗じて得た値を減じた値を乗じて得た量

特定事業活動	業種平均排出係数
主務省令第2条第2項第1号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	0.0417
主務省令第2条第2項第2号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	0.0731
主務省令第2条第2項第3号のソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動	0.0840
主務省令第2条第2項第5号イのエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程に係る事業活動	0.0517
主務省令第2条第2項第6号の石油精製工程に係る事業活動	0.0634
主務省令第2条第2項第8号の板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動	0.0665
主務省令第2条第2項第9号のガラスびんの製造工程に係る事業活動	0.0501

主務省令第2条第2項第10号のセメントの製造工程に係る事業活動	0.0620
主務省令第2条第2項第11号の生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動（原材料起源二酸化炭素に係るものを除く。）	0.0547
主務省令第2条第2項第13号イの電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動	0.0727
主務省令第2条第2項第14号イの電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動	0.0782
主務省令第2条第2項第15号イの半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	0.0520
主務省令第2条第2項第15号ロの半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	0.0521

主務省令第2条第2項第16号の乗用自動車の製造工程のうち塗装工程に係る事業活動	0.0511
主務省令第2条第2項第17号の発電に係る事業活動（沖縄県において行われるもの及び離島において行われるものを除く。）	0.0702
主務省令第2条第2項第17号の発電に係る事業活動（沖縄県において行われるもの（離島において行われるものを除く。）に限る。）	0.0826

- (二) 特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものに限る。）及び特定事業活動以外の事業活動における副生燃料使用量に、副生燃料の排出係数を乗じて得た量
- (三) 特定事業活動（主務省令第2条第2項第4号のカーボンブラックの製造工程に係る事業活動及び主務省令第2条第2項第12号イの高炉による銑鉄の製造工程に係る事業活動に限る。）に伴い発生した副生燃料のうち他者に供給した副生燃料の量に、副生燃料の排出係数を乗じて得た量

⑤ 基準副生燃料起源排出量を算出するに当たって、副生燃料起源排出量が算定できない場合には、次の(一)から(三)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める方法により副生燃料起源排出量の推計値（以下この⑤において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準副生燃料起源排出量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

(一) 推計値の算定の対象となる期間が1日未満の場合 当該期間が属する日及び当該日の前後1日ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

(二) 推計値の算定の対象となる期間が1日以上1月未満の場合 当該期間が属する月及び当該月の

前後 1 月ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に 2 を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

(三) 推計値の算定の対象となる期間が 1 月以上の場合 推計期間が属する年度の前 2 か年度中の各年度ごとの当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法